

磯子区的女子児童わいせつ事件について

令和3年12月10日（金）16時頃、本市が運営を委託する磯子区内の子どもの生活を支援する施設（※）において、施設内で女子児童へのわいせつ事件が発生しました。帰宅後の児童から事情を聞いた保護者が警察に通報し、令和4年1月6日（木）に、容疑者は逮捕されました。

1 容疑者

非常勤スタッフ 男性20歳

2 被害児童

小学校3年生の女子児童 複数人

3 今後の対応

被害児童へのケアを行うほか、各区事業者への研修を実施し、児童の安全確保を再度徹底するよう指導します。また、利用する児童やその保護者からの相談を受けることができる窓口の周知を図ります。

※ 子どもの生活を支援する施設とは

養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、基本的な生活・学習支援等を行う事業です。

市内17か所で実施しており、市が委託した民間事業者が運営を行い、週5日、放課後から5時間程度開所し、児童1人あたり週2回程度利用しています。利用料は無料。

本件について、被害児童が特定された場合、被害児童への二次被害が生じる可能性が懸念されます。また、養育環境に課題のある児童が利用する施設であることから、法人名及び所在地も公表しておりません。つきましては、報道にあたっては、児童福祉の観点から特段のご配慮をお願いいたします。

お問合せ先

（本事案について）

磯子区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長 廣澤 宣幸 Tel 045-750 -2474

（事業全体に関すること、再発防止策について）

こども青少年局青少年育成課長 梶原 敦 Tel 045-671 -2297